

2020年12月18日
エール少額短期保険株式会社

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

2020年12月16日からの大雪による災害により、被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、保険料のお支払いに一定期間の猶予措置を設ける等の特別措置を実施しております。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

担当窓口：0120-888-727 平日 10:00～16:00（土日祝日・年末年始除く）

事故受付：0120-000-455 平日 10:00～16:00（土日祝日・年末年始除く）

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

災害救助法 適用市町村	法適用日	備考
【新潟県】 南魚沼市、南魚沼郡湯沢町	2020年 12月17日	災害救助法施行令 第1条第1項第4号適用

以上